慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五六六〕代表取締役が権限を濫用して約束手形に裏書をした場合に会社が当該手形の所持人に対して手形責任を負わないとした第一審判決が控訴審において是認された事例(東京高裁平成二六年五月二二日判決)
Sub Title	
Author	隅谷, 史人(Sumitani, Fumito) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.7 (2016. 7) ,p.87- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160728-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五六六〕

代表取締役が権限を濫用して約束手形に裏書をした場合に会社が当該手形の所持人に対して手形責任を負わないとした第一審判決が控訴審において是認された事例

（東京高裁平成二六年五月二二日判決
平成二六年㈜第二三三号、債務不存在確認請求控訴事件、控訴棄却（確定）
金融・商事判例一四四六号二七頁
原審、東京地裁平成二五年一二月一七日金判一四四六号二七頁）

〔参照条文〕 手形法一一条、四三条、会社法三四九条一項、三五六条、民法九三条但書、七〇九条、七一五条、会社法三五〇条

〔事　実〕

X社（一審原告）は、ジャスダック証券取引所に上場した、印刷業等を目的とする株式会社である。Aは、平成一八年九月から平成二一年六月五日まで、X社の代表取締役であったが、同日、代表取締役および取締役を辞任し、同月一八日その旨の登記がなされた。Y社（一審被告）は、紙類ならびにチップおよびパルプの販売等を目的とする株式会社であり、Z社は、紙類の販売および輸出入等を目的とする株式会社であった。

X社は、平成六年ごろから、紙類の仕入れ価格の高騰による業績悪化を回避するため、架空在庫を作出して黒字が出ているかのように経理処理をしており、Z社も、紙類の主要納入先であるX社の担当者に頼まれ、架空在庫の作出に協力していた。

X社は、平成九年ごろから証券取引所への上場を目指す

こととしたが、架空在庫が明るみに出ると赤字に転じてしまい上場が不可能となるため、かかる問題を解消すべく、仕入れ業者と交渉をおこなった。X社はZ社に対して、X社の当時の代表者や常務であるAらにおいて、架空在庫を通常の納品未了の在庫として扱い、それに相当する紙類を実際に納入するよう依頼し、Z社はこの依頼に応じて、X社が上場を果たすまでに架空在庫を相当程度解消した。X社は、このような経緯を経て、平成一二年一〇月、当時のジャスダック証券取引市場に上場した。

Aは、資金繰りに苦しんでいたZ社から運転資金の援助を要請され、上記の経緯等からこれに応ずることとしたが、架空在庫の作出やその処理の顛末が明るみに出ることをおそれ、社内の他の取締役などには秘匿したうえで、営業や財務を統括する専務取締役という立場を利用し、X社名義の白地手形を振り出してZ社が他から融資を受ける際の担保に使わせるなどしていた。平成一七年一二月ごろ、AはZ社に対する資金援助のため、Y社に対して金員の貸付けを依頼した。Y社はX社との取引拡大を望んでいたことからこの依頼に応じて、平成一七年一二月一六日から平成二一年二月四日まで、Aに対し、同人名義の金融機関口座に、一二回にわたり、利息を天引きした後の合計四億六〇五六万八一九三円を送金し、その都度Aから、送金額に相当する金額が記載された、Aを債務者とする金銭消費貸借契約証書（貸付金額合計四億六五〇〇万円）の交付を受けた（以下、上記貸付けを「本件貸付け」、上記貸金およびその債務を「本件貸金」「本件貸金債務」という）。Aは、本件貸付けの目的についてY社に対し、X社のために必要であるとだけ説明し、Y社もその点を質さなかった。また、本件貸付けは、X社の会計書類に記載がなく、Aから本件貸付けが明るみに出ないようにすることを求められたため、Y社の会計書類にも記載されていない。

Aは、平成一八年四月二〇日から平成二〇年一〇月二日にかけて、その一部返済として、Y社名義の金融機関口座に合計九七七四万三五五四円を送金した。他方、Aは、平成一八年一月三一日から平成二〇年一二月二日までの間、Z社に対し、合計三億六四五〇万円を送金した。

Aは、Y社から本件貸付けに係る貸金の支払の担保を要求されたため、平成二一年二月四日、その時点の残債務額である三億六七二五万六四四六円を額面とする約束手形（以下、「本件手形」という）をZ社に振り出してもらい、X社の代表者印を押捺して、Y社に対して裏書（以下、「本件裏書」という）をし、これを交付した。本件手形を

交付する際、Aは、X社の取締役会決議を得たかどうかについて言及せず、Y社もX社の内部手続きがとられたかどうかについて質さなかった。

X社の職務権限規程によれば、手形小切手の振出は代表取締役がその権限でおこなうことができるものの、債務の保証、一億円以上の有価証券の譲渡や貸付け等については取締役会の承認が必要とされているところ、本件貸付けについてはもとより、Z社への貸付けや、本件裏書についての取締役会の承認はなく、承認を得る手続きもとられていない。

X社において、平成二一年六月五日までにAによる独断の手形振出行為が発覚し、外部調査委員会が設置され、事実関係やAの刑事上および民事上の責任について調査検討がなされた。その後、Aの独断による裏書行為も発覚し、これについて追加調査の必要が生じたため、平成二三年三月第二四半期報告書を期日までに提出することができなくなり、X社の株式は、株式会社大阪証券取引所の監理銘柄に指定された。

X社は、その他にもAが独断でした手形行為の存在が疑われるなどしたため、延期された報告書の提出期限に間に合わず、上場廃止になる危険が生じた。そこで、X社はY社に対し、Y社を含む取引先との間で、発覚した手形のほかにX社名義の裏書のある手形が存在しないこと等を確認する旨の文書を取り交わすこととした。Y社は、X社の要望を受け、X社が上場廃止になると本件貸付けの貸付金の回収ができなくなることをおそれ、上場維持に協力することとし、Y社作成名義の誓約書をX社に交付したが、本件手形への言及はなかった。

本件手形は満期に支払呈示され、その後Y社は、X社に対する本件手形債権の一部を被保全債権とする債権仮差押命令の申立てをして、同申立てを認容する仮差押決定を受けた。しかし、X社が保全異議申立てをしたところ、決定を取消し、申立てを却下する旨の決定がなされた（確定）。

そこでX社は、X社名義の本件裏書は偽造されたかまたは原因関係を欠き、もしくはAが権限を濫用したものであって、これについてY社に悪意または過失があるなどと主張して、本件手形にもとづく手形債務の不存在確認を求めるとともに、Y社の債権仮差押命令申立てが違法であると主張して、Y社に対し、不法行為にもとづく損害賠償等を求めた。

原審（東京地判平成二五年一二月一七日金判一四四六号三八頁）は、X社の手形債務の不存在を確認し、Y社の損

害賠償を一部に限って認めた。X社・Y社の双方が控訴。

〔判　旨〕控訴棄却（確定）

一　利益相反取引について

「本件裏書は、X社がA個人の債務を保証する趣旨で、AがX社の代表取締役として本件貸金債務の支払を担保するためにしたものであるから、会社と取締役との利益相反取引（会社法三五六条一項三号）に該当することが明らかであり、取締役会の承認が必要であるところ（同法三六五条一項）、本件裏書についてX社の取締役会の承認はない。」

「取締役と会社との間の利益相反取引のうち、取締役が会社を代表して自己のために会社以外の第三者とした取引については、取引の安全の見地により善意の第三者を保護する必要があるから、会社においてその取引の無効を主張するには、取締役の利益相反行為となる取引について取締役会の承認を受けなかったことのほか、相手方である第三者の悪意を主張立証すべきである（最高裁昭和四三年一二月二五日大法廷判決・民集二二巻一三号三五一一頁）。」

「本件裏書は、X社が代表取締役であるA個人の債務を保証する趣旨で、その支払を担保するためにされたものであるから、X社とAとの利益相反取引に該当することが明白であり、この点は、Y社も当然に認識していたといえる。」

「本件裏書の原因関係である本件貸付けに当たり、Aは、本件貸金の使途についてはX社のために必要であるとのみY社に説明し、それ以上に具体的な使途を伝えていなかったし、Y社もそれ以上の説明を求めなかったこと、Aは、Y社に対し、本件貸付けが明るみに出ないよう会計書類に記載しないことを求め、Y社もこれに応じているが、その際に特段の異議を述べたり、疑問を呈した形跡もないこと、本件裏書はX社とAとの利益相反取引に該当するが、Aから取締役会の決議など社内的な了解を得ていることの言及はなく、Y社もこの点を何ら問い質していないこと、以上の事情が認められるところ、本件貸付けは、これに至る経緯からして適切又は正常な取引とはいえない背景があり、その債務の支払を担保するためにされた本件裏書についても同様であり、Y社もこの点を認識していたと解され、これらを総合すると、本件裏書についてはAがX社の社内的な了解を得ずに独断でしたことをY社において当然に認識できたといえるから、Y社は、X社の取締役会の承認を受けていないことについて悪意であったと推認できるというべきである。」

「したがって、X社は、本件裏書を受けたY社に対し、

取締役会決議の欠缺による本件裏書の無効を主張することができるから、本件手形に基づく手形債務を負うことはない。」

二　権限濫用について

「本件裏書は、A個人の本件貸金債務をX社において保証する趣旨でその支払の担保のために、AがX社の代表取締役として行ったものである。X社の職務権限規程では、債務の保証、一億円以上の有価証券の譲渡（裏書譲渡も当然これに含まれると解される。）や貸付け等について取締役会の承認が必要であるが、Aは、この規程に反し、本件裏書について取締役会の承認を得ず、承認を得るための手続きもとらなかったのであり、しかも、本件貸付けの目的はZ社に対する融資であって、X社の利益を図るものとは必ずしもいえないことを併せると、本件裏書は、Aが自己ないし第三者の利益を図って代表取締役としての権限を濫用した手形行為であるということができる。」

「株式会社の代表取締役が自己又は第三者の利益を図るため、代表権限を濫用して手形行為をした場合において、相手方が代表取締役の真意を知り又は知り得べきものであったときは、民法九三条ただし書の規定を類推し、その手形行為は効力を生じず、株式会社は代表取締役の手形行為を無効として手形上の責任を免れることができると解される（最高裁第一小法廷昭和三八年九月五日判決・民集一七巻八号九〇九頁、最高裁第一小法廷昭和五三年二月一六日判決・裁判集民事一二三号六五頁参照）。」

「本件裏書の原因関係である本件貸付けに際し、AはX社のために必要であると説明していることが認められるが、これを前提とすると、その後のY社との関係における本件の推移等としてX社が借主となるのではなく、A個人が借主となったこと、さらにAがX社の代表取締役に就任した後もA個人が借主となる貸付けが続けられたことは、いかにも不自然というべきである。また、多額の借入れでありながら、Aはその用途を具体的に説明せず、Y社もそれ以上の説明を求めなかったし、Y社は、本件貸付けが明るみに出ないようにAから求められて会計書類に本件貸付けを記載しないことにしたというのであり、しかも、本件裏書がAとX社との利益相反取引に当たることは明らかでありながら、Y社はX社の取締役会の承認が得られているかどうかについて確かめず、Aにもこの点を何ら問い質していないことも認められる。これらの事情によれば、本件貸付け自体が正常な、あるいは通常の取引とは思われないし、その債務の支払担保としてされた本件裏書についても、同

様の指摘が当てはまるのであり、Y社は、これらの事情を了知した上で、本件貸付けや本件裏書に応じたと推認できるというべきである。」「以上を総合して、Y社は、本件裏書について、Aがその権限を濫用して行うことを知っていたか、そうでないとしても、少なくとも知り得べきであった（知らないことに過失があった）というべきである。」

〔研　究〕結論賛成、理論構成反対

一　本件は、X社を第一裏書人、Y社を第二裏書人兼所持人とする約束手形について、X社が、X社名義の裏書は偽造されたかまたは原因関係を欠き、もしくは当時のX社の代表取締役であるAが権限を濫用したものであって、これについてY社に悪意または過失があるなどと主張して、Y社との間で、本件手形にもとづく手形債務の不存在確認を求めるとともに、本件手形にもとづく手形債権を被保全債権とするY社の債権仮差押命令の申立てが違法であると主張して、Y社に対し、不法行為にもとづく損害賠償等の支払いを求めた事案である。ただし、本稿では、後者の論点すなわち不法行為にもとづく損害賠償等については検討対象から除外することにする。

原審は、本件裏書がX社の手形行為をする権限を有する者によって行われていることから偽造にはあたらないとし、本件裏書の原因関係については、A個人による本件貸金の支払担保のためであると判示する。そのうえで、「法人の代表権を有する者が個人として負う高額の債務の支払いを担保するために会社の代表者としてする手形裏書行為は、特段の事情がない限り、権限濫用に当たる」とし、「Y社は、本件貸金債務の借主がAであり、同債務の支払を担保するためにする本件裏書が原告との関係で権利濫用（ママ）に当たることを知り得べきであったというのが相当である」として、X社の手形債務を否定している。

本判決では、このような原審の理論構成に加えて、さらに、先例を踏襲して利益相反取引に該当するとし、Y社に悪意があったとしてX社の手形債務を否定しているのである。このように、本判決は、先例を引用しながら本件裏書行為が代表権の濫用と利益相反取引のどちらにも該当するとし、二つの理論構成から、同じくX社の手形債務が無効であるとの結論を下している点に特色を有する。

二　代表権の濫用とは、「代表取締役が、自己または第三者の利益のため表面上は会社の代表者としての法律行為をした場合」であるとされている（江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣・六版・二〇一五）四二六頁）。

本判決では、Aの代表権濫用を認定するにあたり、①本件裏書がA個人の本件貸金債務をX社において保証する趣旨でその支払の担保のために、AがX社の代表取締役としておこなったものであること、②X社の職務権限規程では、債務の保証、一億円以上の有価証券の譲渡や貸付け等について取締役会の承認が必要であるが、Aは、この規程に反し、本件裏書について取締役会の承認を得ず、承認を得るための手続きもとらなかったこと、③本件貸付けの目的はZ社に対する融資であって、X社の利益を図るものとは必ずしもいえないこと、の三点を根拠として挙げている。

このうち、②については、代表権濫用の認定事実としての根拠となりうるのかにつき疑問が呈されている（弥永真生「本件判批」ジュリ一四七二号（二〇一四）三頁）。この社内規程については、取締役会の承認を要する重要な財産の処分（会三六二条四項一号）を認定するための考慮要素となるものであるが（野田輝久「本件判批」金判一四六五号（二〇一五）六頁）、原審でX社がこの点を主張していたにもかかわらず、原審でも本判決でもまったく検討されていない。また、かかる社内規程を、会社法三四九条五項にいう代表権限に加えた制限であると解するならば、悪意の第三者にはこれを対抗することができることにもなるが、この点について主張も検討もされていない。その他の①と③は、代表権濫用の評価事由として正当であるといえるため、本件はAの代表権の濫用が認定される事案であったといえる。

ところで、代表権の濫用は、代表権の範囲内の行為であり、無権代表とは異なる。それゆえ、原則としてその行為の効果は直接会社に対して生ずることになる。しかし、行為の相手方（第三者）が権限の濫用を知っていた場合にまで、権限濫用行為を有効な代表行為と扱う必要はない。そこで、本判決も引用する最判昭和三八年九月五日（民集一七巻八号九〇九頁）が、民法九三条但書の類推適用によって、取引の相手方が代表取締役の真意を知り、または知り得べきものであった場合、代表権の濫用行為は効力を生じないという立場を採って以来、判例は一貫してこの立場を踏襲している。ただし、周知のとおり、このような理論構成には強い批判がある。

当該取引における対外的な意思表示は代表者によっておこなわれているところ、代表者は当該取引を有効に成立させる意思表示を有しており、また、代表権の濫用の場合であっても、当該取引の効果を法人に帰属させようとする代表者の代表意思は存在している。それゆえ、民法九三条に

いう真意と表示の不一致は存在せず、但書類推の基礎を欠いているというのである。現在では、学説上、代表権の濫用行為は原則として有効であって、濫用行為であることについて悪意・重過失のある相手方に対しては、会社はその相手方からの請求を拒みうるとする「一般悪意の抗弁説」が有力である。

また、民法九三条但書類推適用説では、軽過失のある相手方は保護されないことになるが、類推適用により表意者側の保護を厚くするならば、その反面で相手方の保護要件はより寛容に解されるべきであり、悪意重過失の相手方に限って当該取引は無効とされるべきであるとの見解が有力である（江頭・前掲注四二七頁）。

ところで、代表権の濫用のリーディングケースとなった上記の昭和三八年判決は、株式会社の代表取締役が、自己の利益のために会社所有の建物を売却した事例であるが、この理論構成が手形行為にも妥当するかは問題となる。この点、本判決は、昭和三八年判決に加えて、最判昭和五三年二月一六日（裁民一二三号六五頁）を引用している。昭和五三年判決は、農業協同組合の理事が自己または第三者の利益をはかるため、代表権限を濫用して約束手形を振り出した事案であり、ここでも民法九三条但書の類推適用が認められている。

この昭和五三年判決の理論構成は、農業協同組合の参事が代理権濫用によって手形行為をした最判昭和四四年四月三日（民集二三巻四号七三七頁）から引用されたものであるが（なお、本判決の原審では昭和四四年判決も参照されている）、これらの判決は、昭和三八年判決の法理をそのまま手形取引に採り入れているわけではなく、手形の特質に鑑みてその理論構成に修正を加えている判例であることを看過すべきではない。

すなわち、両判決とも、権限の濫用によって振り出された約束手形の受取人は悪意であったが、その手形の裏書譲渡を受けた所持人は善意であり、この者によって手形金請求がなされた事案である。そしてこの場合、本人たる農業協同組合は、手形法一七条但書の規定により、第三取得者が受取人の知情について悪意であることを立証した場合に限って、第三取得者に対する手形上の責任を免れることができるというのである。

通常、民法九三条の適用事例において、善意の第三者（転得者）が問題となる場合、民法九四条二項の類推適用によって第三者保護を図るのが判例・通説である。これに対し、上記の判例は、民法九四条二項類推適用ではなく、

手形法一七条但書によって第三取得者の保護を図っている。このことは、上記判例が手形授受の当事者間で権限濫用行為が人的抗弁事由になると解していることに起因する。権限の濫用の場合、当事者間では民法九三条但書の類推適用が認められるのであるが、これは人的抗弁にすぎず、これを譲り受けた善意の第三者に抗弁を対抗することはできないというのである（倉澤康一郎『手形判例の基礎』（日本評論社・一九九〇）六二頁以下）。もし本判決が上記の理論構成を踏襲しているとすれば、本件裏書は当事者間における人的抗弁事由となるのみであって、手形債務の無効を基礎づけるものではないということになろう。

では、なぜ上記判例は権限濫用の手形行為を人的抗弁事由と解しているのであろうか。その主たる理由は、上記昭和四四年判決の大隅裁判官の少数意見において非常によくあらわれている。すなわち、「民法九三条但書を類推適用すべきものとする多数意見によれば……本件手形の振出は無効であり、かつ、その無効は何人に対しても主張しうべきいわゆる物的抗弁と解するか、そうでないとしても、さらに民法九四条二項の規定を類推して、その無効は善意の第三者には対抗しえないものと解するのが筋合であろう。しかし、それでは手形取引の安全を確保するに足りないことは否定しがたい。けだし、本件手形の振出の無効を物的抗弁と解することの不都合なことは多言を要しないのみならず、たといその無効は善意の第三者に対抗しえないものと解しても、第三者に善意の立証責任を負担させることとなつて、やはり手形取得者の保護に欠けるところがあるといわざるをえないからである。そこで、多数意見は、手形の流通証券としての特質を根拠として……手形法一七条但書の規定に則り、手形所持人の悪意を立証してのみその責を免れ得るものと解するのが相当であるとしている。その趣旨は、本件手形の振出は民法九三条但書により無効であるが、とくに手形にあつては、その無効は人的抗弁にすぎないと解すべきであるというのであろう」と。

しかしながら、この理論構成はなんら実定法上の根拠にもとづいているものではない。そこで、権限濫用の手形行為の場合には、大隅裁判官も指摘するように、むしろ「かかる場合にも代理行為は有効に成立するが、代理人の権限濫用の事実を知つていた相手方が本人に対してその権利を行使することは、権利濫用ないし信義則違反の行為として許されない（民法一条二項三項）もの」と解すべきである。これは前述した学説の有力説（一般悪意の抗弁説）にも合致する。

最後に、相手方Y社の悪意・重過失について、かかる悪意の対象はA個人の権限濫用の意図であるところ、本判決は、本件貸付けおよび本件裏書が正常な、または通常の取引ではなかったとして、Y社が、本件裏書についてAがその権限を濫用して行うことを知っていたか、そうでないとしても、少なくとも知り得べきであったと判示している。

これに対して、弥永・前掲注三頁は、AはY社に本件貸付けがX社のために必要であると説明していることに加え、上場維持のため、X社ではなくAに対する貸金という形式をとろうとすることはさほど不自然ではなく、実質的な利益相反はないとY社が認識していた可能性がないわけではないと指摘している。

これは利益相反取引に対するY社の認識についての記述であるが、かかる記述は、むしろ権限濫用に関して問題となる。すなわち、Aの権限濫用の意図についてY社が善意であった可能性が生ずるのである（なお、本件の場合、Y社の重過失も認定されうるとするものに、米山毅一郎「本件判批」判例セレクト二〇一四[II]二二頁）。

本判決では、つぎに見るように本件裏書が利益相反取引にも該当すると認定されており、なぜ本判決が利益相反取引と同時に、代表権の濫用についても判断を下しているのかについて疑問が呈されている（野田・前掲注七頁）。かかる利益相反取引に関する判断は、むしろ、Y社がA個人の権限濫用の意図について善意で、かつ無重過失であった場合にこそ問題となるのである。

三　利益相反取引

利益相反取引とは、会社の利益と取締役の利益とが相反する取引であり、このような場面では、取締役が会社の利益より自己の利益を優先させる危険がある。そのため、これらの取引をする場合、取締役は、株主総会の承認（会三五六条一項柱書）、取締役会設置会社にあっては、取締役会の承認を受けなければならない（会三六五条一項）。

現行法上、利益相反取引にはいわゆる直接取引と間接取引とが含まれると解されており、本件では、本件裏書は、X社の代表取締役であったAとY社との間でなされた行為であり、AはY社の取締役ではないため、会社が、取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間で、会社と取締役の利益が相反する取引、すなわち間接取引該当性が問題となる（会三五六条一項三号）。

これを検討するにあたり、本件では以下の三つの点について考慮を要する。すなわち、①利益相反規制が手形行為にも適用されるのか、②適用されるとしてその適用範囲をいかに画するべきか、③利益相反規制違反の手形行為の効

果をいかに解すべきか、である。

（一）①については、とくに本判決では触れられていないが、手形行為に利益相反規制が適用されるか否かについては、適用肯定説と適用否定説の対立がある。適用否定説は、手形の手段性を重視して、手形行為自体には利害衝突の余地がないとして、利益相反規制の適用を否定するのに対し、適用肯定説は、手形の設権性・無因性等を重視し、手形行為に利害衝突の余地が認められるとして、これを肯定する。

この問題について、最大判昭和四六年一〇月一三日（民集二五巻七号九〇〇頁）では適用肯定説が採られているが、一審では適用否定説が採られており、最高裁でも一五人中八人という僅差の末に適用肯定説が多数意見となった、非常にきわどい判決であった。しかし、少なくともその後の判例はこの多数意見を踏襲しており（最判昭和四六年一二月二三日判時六五六号八五頁、最判昭和四七年二月二二日判時六六二号八一頁）、本判決も引用はないまでもこの考え方を前提にしているものと思われる。これに対し、利益相反取引に該当するのはあくまで本件裏書の原因関係であって、本件では原因関係の無効による人的抗弁の対抗問題として処理すべきであったと指摘する見解もある（鳥山恭一「本件判批」法セ七一九号（二〇一四）一〇九頁）。

なお、上記一連の判例は、いわゆる直接取引に関する事案であり、間接取引についての判例ではない。また、これらの判例では、利益相反規制違反の効果について、取引の安全を重視して第三者の保護を図る観点から相対的無効説が唱えられているが、これは手形の譲受人の保護に関して相対効を認めたものであり、後述するように利益相反取引の当事者間で相対効を認める本件とは局面を異にするものである。それゆえ本判決は、本件裏書という手形行為が間接取引に該当するとし、その当事者間における効果について相対的無効説を採った判決としても一定の意義を有するであろう。

（二）②については、利益相反の有無を判断する基準として学説は一様ではなく、大別すれば、一般的・抽象的なその行為の性質によって定まるとする見解と、個別的・具体的なその行為の内容によって定まるとする見解とが存在する。これらのうちどちらの基準によるのかによって、利益相反規制の適用範囲が異なってくることになる。通説は「会社・第三者間の取引であって外形的・客観的に会社の犠牲において取締役に利益が生ずる形の行為」であるとして（江頭・前掲注四四一頁）、個別具体的な内容ではなく外形的な行為の性質によって定まると解している。

本件では、本件貸付けの支払担保としての本件裏書が間接取引に該当しているかが争点となっているところ、Y社は、本件貸付けの第一次的な借主がX社であると主張している。すなわち、原審でY社は、AがY社から本件貸付けを受け、これを原資としてZ社に資金を貸し付けたのは、過去に架空在庫の処理に関してX社の上場に協力してもらった恩義に対する見返りであるとともに、Z社が倒産することによりX社の過去の架空在庫が発覚し、上場廃止となる事態を防ぐことを目的とするものであることから、本件貸付けはX社の利益のためにされたものであると主張しているのである。

これに対し、原判決および本判決は、Z社に対する恩義の存在が貸付けの動機の一因となっていたとしても、そのことがただちにX社を利することになると評価することはできないとしてこれを認めておらず、また金銭消費貸借契約証書の債務者がAであるとされており、本件貸金がA個人の銀行預金口座に送金され、Aが本件貸付けの借主が自分個人である旨を供述していることから、本件貸付けの借主はあくまでAであると認定しており、これを前提に、本件貸付けがA個人に対してなされており、本件裏書はその支払担保のためになされているのであるから、本件裏書は取締役の債務の保証に類似した間接取引であると結論付けているのである。

このように、本判決は、X社の本件裏書とAの本件貸付けとの間に実質的な利益相反があったか否かまでは検討することなく間接取引を認定している。すなわち、形式的な利益相反があるとしたうえで、さらに実質的な利益相反があるか否かを検討しているわけではない。そのため、本判決は通説と同様、行為の一般的・抽象的性質から利益相反性を判断しているものと考えられる。

もし、利益相反取引の判断基準が通説とは異なり、個別的・具体的な行為内容の実質的利害相反性をも問題とするものであるならば、Y社の主観的態様の判断によっては、本件裏書が利益相反取引ではなかったと結論付けることも不可能ではない（弥永・前掲注三頁。反対、野田・前掲注五頁）。しかし、このような構成には問題があるものといわざるをえない。

そもそも利益相反規制が取締役会（株主総会、以下同じ）の承認を要求しているのは、そのことによって会社の利益を保護しようとするからである。それゆえ、取締役会は、取締役・会社間の利益が相反する取引を調べ、その内容が会社の不利益にならないものであれば承認してよいが、

会社の不利益になるものであれば承認を拒否しなければならない。つまり、個別的・具体的な行為の内容は、取締役会が承認するか否かを判断するための基準となるべきものであって、利益相反取引に当たるか否かを判断するための基準になりようがないのである（倉澤康一郎『会社判例の基礎』（日本評論社・一九九八）一六二頁以下）。

もし実質的な利益相反が生ずる場合のみが利益相反取引規制にかかるものとすれば、取締役会はつねにこれを承認してはならないことになり、取締役会の承認を要する旨を定める利益相反規制の意義を没却することになるからである。

（三）　本件裏書が間接取引に該当するとするならば取締役会の承認が必要であるところ、前記事実のとおり、AはX社の取締役会の承認を得ていない。そこで③についても検討する必要が生ずる。

手形行為の利益相反規制については、手形特有の取引の安全を重視し、有効説または相対的無効説が主張されるに至っている。すなわち、有効説は、利益相反規制に違反しても手形行為自体は有効であるが、違反行為により取得した権利を当該取締役または悪意の第三者が主張することは、権利の濫用または一般悪意の抗弁により認められないと解する見解である。これに対して相対的無効説は、違反行為は無効であるが、この無効を善意・無重過失の第三者に対抗できないとし、第三者の悪意は会社が立証すべきであると解する見解である（木内宜彦ほか『シンポジューム手形・小切手法』（青林書院・一九七九）一〇三頁）。このうち後者は、最大判昭和四三年一二月二五日（民集二二巻一三号三五一一頁）により判例の採るところでもあり、本判決もこれを引用してその理論構成を踏襲している。

ここで問題となるのが、この「相対的無効」という効果が、利益相反規制の解釈論から直接導けるのかどうかということである。この点、上記昭和四三年判決は、取締役会の承認を受けなかった直接取引の効果につき、「取締役会の承認を受けた場合においては、民法一〇八条の規定を適用しない旨規定している反対解釈として、その承認を受けないでした行為は、民法一〇八条違反の場合と同様に、一種の無権代理人の行為として無効となることを予定しているものと解すべきである」と判示している。それゆえ、会社・取締役間の関係はあくまでも民法一〇八条違反と同様の無権代理的無効であると解しながら、それ以外の第三者の保護については相対的無効と解するというのである。そうであるならば、この理論構成が手形行為にも当てはまる

のかについてはなお検討の余地がある。

相対的無効説による場合、当該手形行為は無効であり、所持人は無権利者として物的抗弁の対抗を受けるが、善意の所持人にはこれを対抗しえないことになる。さらに、挙証責任は会社側に転換されることになり、この結論自体の妥当性は異論なく認められるところであろう。しかし、権利外観理論とは異なり、債務者側の帰責事由にかかわりなく相手方の主観的態様如何によって手形行為の有効・無効が決し、物的抗弁が適用されたり排除されたりすることは、手形理論としては問題がある。

相対的無効を定めた明文規定が存在せず、利益相反規制の解釈論からもこれが成り立ちえないものとするならば、本件の場合は本件裏書を有効と解さざるを得ず、Y社側が違反行為につき悪意の所持人である場合にのみ一般悪意の抗弁の対抗を受けると解するほかないと考えられる（ただし、この点については、人的抗弁（手形法一七条）との関係でなお検討を要する）。

最後に問題となるのは、Y社側の悪意の有無であるが、違反行為についての悪意とは「利益相反にかかる取締役会の承認の欠如」の認識であると解されている（野田・前掲注五頁。なお、本件では問題とならないが、これには重過失も含まれると解されている（河内隆史「本件判批」速判解商法七三号（二〇一五）三頁）。そして、上述の通り、「利益相反」は一般的・抽象的な基準で決せられなければならず、Y社は、本件貸付けの借主がA個人であること、および本件裏書がその支払いを担保するためにX社によってなされていることを認識していたのであるから、本件裏書が利益相反取引であったことにつき悪意であったこと、また、Y社は、X社の取締役会の承認を受けていないことについて悪意であったと推認できることは本判決の認定通りなのであるから、Y社は取締役会未承認の利益相反取引であったことにつき悪意であったということができる。

四　本判決は、本件裏書が間接取引に該当するとし、利益相反取引規制違反の手形行為が相対的無効となると判示した点に意義を有する。また、代表権の濫用に該当するという原審の判断に加え、利益相反規制違反にも該当すると判示している点については、Y社がAの権限濫用の意図につき善意であった可能性があり、その場合にこそ真に問題となったと考えられる。

本判決の理論構成については、手形の特殊性がどの程度考慮されていたのかという点で疑問が残る。本件のような直接の当事者間での争いであれば格別、本件手形がさらに

他に裏書譲渡されていた場合に、手形行為の無効を原則としたのでは、その後の手形関係に問題が生ずることになるように思われる。しかし、本件の事実関係のもとで、Y社の手形金請求を認容しなかったのは、結論としては正当であったといえる。

隅谷　史人